

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【宮田村】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容（A）	届出受領証等の提示（B）		問合せ先（C）		備 考（D）
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○		建設課 建設係	0265-85-5863	
罹災証明の代理申請（委任状を省略）		○	住民課 税務係	0265-85-3182	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		教育委員会 こども室 子育て支援係	0265-85-4128	
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会 こども室 子育て支援係 教育委員会 こども室 学校教育係	0265-85-4128 0265-85-2314	保育所…子育て支援係 学童保育…学校教育係
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	住民課 税務係	0265-85-3182	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	福祉課 福祉係	0265-85-4128	
職員の福利厚生等		○	総務課 総務係	0265-85-3181	扶養手当を受けるためには、同一の住居に居住し、生計を一にする者であること、被扶養者になろうとする者の年収が基準金額を下回っていること等の要件を満たす必要があります。